

目黒区地域福祉審議会計画改定専門委員会会議録

名 称	令和元年度第5回目黒区地域福祉審議会計画改定専門委員会
日 時	令和2年3月24日(火) 午前10時～正午
会 場	総合庁舎本館2階大会議室
出席委員	石渡委員長、北本副委員長、平岡委員、中島委員、北村委員、山田委員、徳永委員、中崎委員
欠席委員	なし
区側職員	上田健康福祉部長、田邊健康福祉計画課長、小野塚健康推進課長、細野福祉総合課長、伊藤介護保険課長、松下高齢福祉課長、保坂障害福祉課長、榎本生活福祉課長
傍聴者	3人
配布資料	資料1 付託事項「各計画の基本理念」 資料2 計画改定専門委員会における検討のまとめの構成(案)について 資料3 計画改定専門委員会における検討のまとめ(案) 資料4 付託事項に関する意見一覧 資料5 第4回地域福祉審議会(2月21日開催)における意見 資料6 第4回地域福祉審議会における質問について
会議次第 及び 主な発言	<p>1 開会 委員長 本日は新型コロナウイルス感染防止のため、会議時間を夜間から変更して開催する。</p> <p>2 付託事項「各計画の基本理念」の検討 委員長 各計画の基本理念について2回目の検討を行う。資料1は、これまでの議論を踏まえて一部変更する案である。事務局から説明する。 健康福祉計画課長 (資料1、4により説明) 介護保険課長 (資料1、4により説明) 障害福祉課長 (資料1、4により説明) 委員長 意見を伺う。 副委員長 保健医療福祉計画の基本理念の説明文に、地域共生社会という言葉を入れることは、今の動きから考えて適切である。また、自立支援と意思決定支援の考え方を整理したという点も理解できる。しかし、「その人らしく」を「自分らしく」に統一したことにより、かえって違和感が出た。自立して、自分らしい生活が続けるという表現は分かるが、「自分らしく自立する」とは本人が言うことであって、区が言うことではないように感じる。 介護保険事業計画でも「自立した日常生活を営む」という表現があるが、この前に「能力・状態に応じて」が付いているため、「自分らしく」がなくても、これはよいと思う。 障害者計画では、「自己選択・自己決定に基づき、地域で自分らしく生きる」という表現がある。「自己選択・自己決定に基づき」という言葉が入ると、自分らしく</p>

生きるとか、生活するというのがつなぎやすいと感じた。

また、障害者計画では、障害保健福祉の基本的な考え方の「誰もが社会に参加し、貢献することができる仕組みづくり」に、「工賃水準の向上を目指します」とあるが、「工賃水準の向上を支援します」という表現のほうが区の立ち位置が分かるのではないか。工賃水準の向上を目指すのは、施設の現場や利用者本人だと思う。

委員 意思決定支援の考え方を明らかにしたのはとても大事なことだと思う。

健康福祉計画課長 その人らしく、自分らしくという表現については、会議の中で様々なご意見を頂いた。本日のご議論の結論を受け止めたい。

委員 あらためて以前の意見を確認してみると、「自分らしく」が強調されていたことは分かった。「自分らしく」に変えたとしても、区の立ち位置からの表現にしたほうがよいのではないか。

副委員長 「その人らしく」だと「支援をする」とつなげやすい。「自分らしく」にするならば、区の立ち位置からふさわしい述語を組み合わせるほうがよい。

委員 「自分らしく」という表現を使う場合は、自己責任だと勘違いされないよう注意する必要がある。

副委員長 地域共生社会だから住民同士で頑張ってください、自分らしく生活してください、というような感じになってしまうと、行政の立ち位置が抜けてしまいかねない。

委員長 「その人らしく」を「自分らしく」に変えるという方向はよいか。

副委員長 よいと思う。私は、「地域共生社会を目指し、だれもが住み慣れた地域で自分らしく自立し、充実した生活を続ける」という図を行政の立ち位置と読んでしまったので違和感があったのだと思う。

委員長 地域共生社会の実現を目指すためには、行政だけでなく住民の役割も重要であるという視点が大切である。住民からの視点ということで文言が変わってもよいと思う。

「その人らしく」を「自分らしく」に変えることはよいか。全体の表現のバランスについては、委員長、副委員長に一任いただくということでよいか。

委員 介護保険事業計画は、新たに基本理念を加え、基本理念と基本的な考え方という枠組みにしていくということである。障害者計画も理念と基本的な考え方という構成になっている。保健医療福祉計画も同じように基本理念と基本的な考え方という構成にしてはどうか。

委員長 保健医療福祉計画も基本理念を第1とし、第2に基本的な考え方として7つの観点を置く形式にして、他の2計画と構成を揃えていく。

3 計画改定専門委員会における検討のまとめ（案）について

委員 社会福祉法第107条第1項の規定では、市町村地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込むことが示されている。資料2の構成案では、児童の福祉が入っていることが見えにくい。

障害分野には障害のある児童に関する記述はあるが、例えば学童クラブ等のことは書きにくい。また、住宅確保要配慮者の説明が、高齢者、障害者等と書かれているが、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）では、母子家庭や若者も対象に含まれている。

児童の福祉については、児童福祉分野の審議会で議論した共通事項を入れ込む

などの工夫ができないか。社会福祉法に定める地域福祉計画の位置づけとなる保健医療福祉計画に児童福祉分野の記載が漏れることのないようにしてほしい。

委員長 地域福祉に関わっていると、児童福祉の部分が抜けてしまいがちになる。児童福祉についても盛り込むような工夫をしてほしい。

虐待防止対策の推進については、高齢者、障害者への虐待だけでなく、児童虐待についても書き加えるとよいと思う。児童虐待については、家庭内暴力（DV）との密接な関わりも指摘されている。

新型コロナウイルス感染症への対応については当委員会で議論できなかったが、今世界的な問題となっているので、災害のところなどに少し書き込んだほうがよいと思う。

委員 検討のまとめ（案）の構成について。「Ⅱ地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実」と「Ⅲ地域包括ケアシステムの深化・推進」は、どのように項目を分けているのか。何でもⅡに入ってしまうような気がする。

副委員長 国が地域包括ケアシステムの構成要素としている住まい・医療・介護・予防・生活支援の5項目に関するものが、「Ⅲ地域包括ケアシステムの深化・推進」に分類されていると理解している。

「Ⅳ生涯現役社会・エイジレス社会の推進」について。ここには、「介護予防・フレイル予防の推進」と「社会参加・居場所づくりの推進」が記述されている。今、高齢者が社会参加という枠を超えて、短時間のワークシェアリングでもよいから就労を支援していく取り組みが求められている。社会参加・居場所づくりだけでなく、就労もタイトルに入れたほうがよい。

福祉のコンシェルジュについて。福祉のコンシェルジュは、あらゆる部署に関わっていると思うが、本文を読むと、分野によって関わりの度合いが異なっていると思う。生活困窮については、生活福祉課と連携していくと書かれているが、ひきこもりの問題については担当部署として関わっていくとある。福祉のコンシェルジュは、もう少し体制を強めないと維持するのが大変ではないか。この記述を変えなくてもよいとは思いますが、今後、地域包括支援センターとの役割分担を整理しつつ、福祉のコンシェルジュの体制強化が必要だと思う。

委員長 「Ⅳ生涯現役社会・エイジレス社会の推進」では、就労の内容が含まれていることがタイトルでも分かるようにする。福祉のコンシェルジュの体制強化については、文言修正しなくてもよいが区として検討してもらいたい。

「Ⅱ地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実」にある包括的支援体制のイメージ図について。包括的相談支援体制の円では各相談支援機関が輪でつながっているが、地域の支え合いの円では地域の活動団体が輪でつながっていない。地域の支え合いもネットワークが大切であるため、地域の支え合いの円にも輪を描いたほうがよい。

副委員長 ひきこもりの問題や社会的孤立の問題は、アウトリーチが非常に重要である。このアウトリーチも福祉のコンシェルジュが担うのか。コンシェルジュというと、来た人を案内するというイメージがあり、アウトリーチをするイメージとは異なるように感じる。

健康福祉計画課長 福祉のコンシェルジュという名称は、福祉の総合相談窓口の愛称である。福祉のコンシェルジュは、基本的にアウトリーチも行うが、アウトリーチは福祉のコンシェルジュだけではなく、区として関係課と連携して行っていく。福祉のコンシェルジュを担う福祉総合課の職員が地域包括支援センターと一緒に訪問することもある。

委員長 ひきこもりや生活困窮の課題においては、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが重要な役割を担うのではないか。この点についても整理してほしい。

委員 目黒区は、以前から地域包括支援センターで総合相談を行っている。福祉のコンシェルジュは、困難事例やひきこもり、生活困窮など複雑な課題を抱えて解決が困難なケースに対応し、全体をまとめていく立場だと思う。地域包括支援センターは、住民に身近な保健福祉の総合相談窓口として、まずは相談を丸ごと受け止める役割を持つと思うが、その体制を整理していくことが必要だと思う。障害福祉分野では、今後基幹相談支援センターが開設される。分野別の相談支援機関、関係部署が相談機能をしっかりと発揮しなければ、福祉のコンシェルジュはパンクしてしまうと思う。

健康福祉計画課長 ひきこもりについては、地域包括支援センターや社会福祉協議会も相談を受けることがあるが、福祉総合課が専門的なスキルやソーシャルワークの機能を持っていることから、現時点では第一線で相談を受けている。社会福祉協議会では、昨年度、ひきこもりに関する講演会を開催し、グループワークに参加した当事者家族を相談につなげるなどしている。今後、社会福祉協議会との連携や役割分担も必要になってくると考えている。

委員 「Ⅱ地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制の充実」を読むと、包括的相談支援体制が福祉のコンシェルジュと地域包括支援センターだけで構成されているように見える。しかし、包括的支援体制のイメージ図を見ると、ネットワークを機能させていくことが分かる。図の上部の表の「1 包括的相談支援体制」では、「対象別に分かれている各相談支援機関の機能を維持しながら、分野横断的に連携・協働」することが記述されている。他の相談支援機関とどのような形で連携して取組みを進めていくかが本文にあったほうが良いと思う。

権利擁護の推進について。(1) 成年後見制度の推進では、幅広い内容が盛り込まれている。成年後見制度だけでは対応できない問題への取組みも意欲的に書かれており十分な内容と思うが、成年後見制度に限定する見出しになっていることが気になった。成年後見制度は、財産管理だけでなく、ノーマライゼーションや福祉的な支援も視野に入っている。この計画の理念に沿って取り組むべき課題であることが分かるような見出しのほうがよいと思う。

「Ⅳ生涯現役社会・エイジレス社会の推進」について。今回の計画改定でこのことを一つの柱にするという方向は、大変有意義だと思う。エイジレスも重要な概念であるが、健康寿命を延ばせば、元気な高齢者が増えて社会にもっと参加できるようになるという捉え方だけでは不十分である。

エイジレスという言葉が加わったが、年齢によって一律に高齢者の能力が低下していくとか、就労や社会参加の可能性がなくなるという捉え方ではなく、長寿化が進んでいく中で、従来の社会制度や社会的な慣行、高齢者に対する見方を改めるという観点が重要である。エイジズムという概念があるが、エイジズムとは、高齢者に対する差別や偏見、いわゆるステレオタイプのものの見方のことである。エイジズムは今の社会にもあるが、それを改めていくことへの理解を区民に広めていくことも必要である。

就労に関しては、政府も70歳までの雇用機会の確保を求めていくとのことだ。高齢者の就労についても施策の基本的方向に記述されていることは非常によい。高齢者に対する固定的な見方を改め、高齢者の持っている能力をきちんと評価し、社会参加の機会を広げていくという観点を打ち出すことが大切である。

委員 福祉教育についてはいろいろ述べられているが、健常者と障害者との交流についても記述を充実させてほしい。幼稚園のころは交流していても、小学校に入学後は特別支援学級と普通学級に分かれてしまい、なかなか交流が進まない。障害理解のための福祉教材を小学4年生を対象に作っていただいたが、幼いころからの交流をさらに進める必要がある。検討してほしい。

本日の議題とは関連が薄いかもしれないが、「障害者」という言葉の「害」の字の使用についても検討する必要があると思う。

委員 検討のまとめ案は、行政として取り組むべき課題への思いが伝わってくる気がする。計画が出来上がった後も、その思いを持ち続けていくことができるか心配だ。行政が責任を持ってアウトリーチを行っていくという視点は、他自治体ではあまり聞いたことがなく大変理想的だと思う。今年4月から2か所の地域包括支援センターで委託事業者が変更となるが、引き続き同じ思いで取り組むことができるのかどうか不安だ。介護の現場でも、この3計画を元にして実行計画をつくっていくことが大切だと思う。

委員 権利擁護の推進について。施策の基本的方向として、「権利擁護センター『めぐろ』の相談機能や事務管理機能を充実させていく」と書かれている。緊急の場合に、現金管理や様々な手続きの代行等について現場でどのように対応するかが事務管理の課題だと思う。社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業の中で、本人の契約能力や判断能力を確認した上で、そのような事務管理を契約に基づき行っている例はあると思うが、ここに書かれている事務管理機能の充実とは、そのような制度をつくっていくのか、あるいは、現実的な現場の対応について一定のルールやマニュアル等を作り、適切な対応ができるようにしようという考えなのか。

健康福祉計画課長 高齢化が進み、認知症の方や身寄りのない高齢者等が増えている一方で、家族関係も希薄になり未婚も増えている中、預金通帳や現金の取扱い等、誰かがやらなければならないが行政では担うことができないことがある。これまでも社会福祉協議会に柔軟な対応をしてほしいと相談してきた。何らかの制度をつくる必要があるのか、あるいは、現行の制度の中で柔軟な対応ができるのか。どちらも含めた検討が必要と考えている。国は、身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関してガイドラインを出すなど、断らない対応を行っていく方向を示している。区としても、必要があれば制度をつくるなど、できる形で取り組んでいきたい。

委員長 日常生活自立支援事業の利用はとても多く、そこから成年後見制度への流れもある。日常生活自立支援事業についても権利擁護の推進の中で書き込んでほしい。

障害福祉について。第4回会議には、障害者自立支援協議会会長を務められている岩崎専門委員にご出席いただいた。障害者自立支援協議会からの発信によって、区の障害福祉施策は充実してきたと思う。障害者自立支援協議会は相談支援や就労支援でも大いに貢献しているが、当協議会については記述されていない。今後、障害者自立支援協議会の拡充も検討してもらいたい。

委員 生活困窮者支援について。先ほど説明の中で、タイトルを変えたほうがよいかとの投げかけがあったが、たしかに「生活困窮者への支援の充実」より「生活困窮者に対するセーフティネットの充実」のほうがよいと思う。

「障害者」の「害」の字について。様々なところでの議論を通して、本人に害がある訳ではなく、社会のほうに害があるということを教えられた。そのことを

伝えていくために、あえて害の字を使っていこうと障害者施設でも教えていただいた。私は積極的に害の字を使っていきたい。

身寄りのない高齢者への支援について。豊島区では、計画にうたって推進しようとしている。全国的にも社会福祉協議会をはじめ、いろいろなところが日常生活自立支援事業とは別に終末期のサービスを独自につくり、提供し始めている。高齢になり生活が厳しい状態になったとき、誰が自分を支えてくれるのだろうかという不安感、お金の有無に関係ない。目黒区も遅れないように議論してほしい。具体的な仕組みはこれからじっくり考えていけばよい。

委員長 「障害」の表記については、「碍」の字を常用漢字に追加するかどうかも含めて様々な議論がある。

委員 計画改定専門委員会における検討のまとめ（案）は、分量が多く短期間で読むのは大変だった。区には多くのメニューがあることは分かったが、社会福祉協議会や、事業者、高齢者、現役世代等、それぞれの立場の人が具体的に何をすればよいのか、すぐには分からない。包括的支援体制のイメージ図が載っているが、地域の支え合いの円にあるボランティア、町会・自治会、住区住民会議等も、それぞれどのような役割を担うのか分かりづらいつらいつらと感じた。役割を整理してまとめたものがあれば、誰がどのようなことをするのが分かりやすくなると思う。

健康福祉計画課長 児童福祉分野について。現行の保健医療福祉計画では、第2節の4に「子育て・子育てへの支援」という項目がある。計画改定専門委員会における検討のまとめでは、児童福祉分野をどのような形で盛り込むべきかご意見をいただきたい。

委員 埼玉県地域福祉支援計画は、国の地域福祉支援計画策定のガイドラインに基づき児童福祉分野を盛り込んだが、結果として児童福祉分野が見えにくいという意見があり、次の改定では項目を起こすことにした。全体の中に記述してしまうと、書かれていても見えにくいので、別項目で起こしたほうがよいかもしれない。個別に議論していないので難しいとは思いますが、Ⅵとして児童福祉の項目を立て、子ども総合計画等から転記できる適切なものがあれば、掲載するという方法もあるだろう。また、これまでの議論のエッセンスを集めて項目を起こす方法もあると思う。

副委員長 今の意見のような方法もよいと思うが、「Ⅱ地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実」に入れてもよいのではないかと。Ⅱは、子どもや子育て家庭とも関連の深い福祉教育やひきこもりの課題について記述されている。

委員 ひきこもりについては、子ども・若者育成支援推進法が根拠法とされており、児童のことも内容として入っているため、Ⅱの中に項目を起こしてもよいと思う。どのような構成がよいか結論を出すのは難しい。

委員長 児童福祉については、どのような構成で追加するかは難しいが、本日の意見を踏まえて修正したい。「生活困窮者への支援の充実」というタイトルは、「生活困窮者に対するセーフティネットの充実」に修正する。他の部分についても本日の意見を踏まえて修正したい。修正については委員長、副委員長にご一任いただくようお願いする。

計画改定専門委員会における検討のまとめ（案）については、これで終わる。

4 その他

委員長 計画改定専門委員会は今回を最終回とする。地域福祉審議会は、4月

16日、木曜日、午後6時30分から開催予定だが、新型コロナウイルス感染防止のため日程変更も含めて今後調整していく。

計画改定専門委員会では、委員から大事な意見を頂き、福祉分野全体について整理できたと思う。感謝している。目黒区では多くの区民が主体的に活動しており力強さを感じる。目黒区は先駆的な発信をしていくことができると思う。今後とも区民、行政とともに福祉を前に進めていきたい。

副委員長 これまで数回の計画改定に関わってきた。毎回議論を尽くしたと思っているが、その都度新たな課題があり改定が行われている。これは委員から多くの意見を頂くことができ、また、その意見を行政がきちんと計画に落とし込んでいるからだと思う。今回特徴的だと感じたことは、既に立ち上がっている福祉のコンシェルジュをさらに充実する形につなげることができたということである。実際の取り組みを進めていく中で、モニタリングが機能してきたのではないかと感じている。さらにいい形になるよう進めてもらいたい。

健康福祉部長 第1回会議から半年余りの間、概ね月1回会議を開催していただき、ご議論いただいた。計画改定専門委員会の考え方が、地域福祉審議会の答申につながり、3計画改定の根幹になっていく。今後、検討の場は審議会へ移るが、引き続き忌憚のないご意見を伺いたい。ありがとうございました。

5 閉会